

- 小売全面自由化に向け、各電力会社は、スイッチング対応システムや託送業務システムの開発・整備を引き続き進めるとともに、スマートメーターの設置を行っていく。
- その際、これらの取組が想定どおり進まない場合に備え、以下のとおり、需要家等に対し適時の情報提供を行うこととした上で、仮に遅延が生じたときは、需要家の意向を最大限尊重しつつ、過度の負担にならない範囲で最大限の対応を行っていくこととしてはどうか。

## (1) 情報開示

- 1月以降、定期的に、①広域機関/エネ庁において、各電力会社別のスイッチングの申込状況を公表するとともに、②各電力会社及びエネ庁において、スマートメーター設置の申込状況を公表する。  
※小売電気事業者からの動静情報に基づくスイッチング申込数(①)、①のうちスマートメーターが設置されていない需要家からの申込数(②)

## (2) システム開発・整備の遅延への対応

- 遅延が明らかになった時点で速やかに広く周知するとともに、具体的な対応を明確化する。
- その際、スイッチング申込みに対しては人手で最大限対応するとともに、システムによる計算ができなかったスイッチング後の託送・インバランス料金は小売電気事業者との協議により精算することを基本とする。

## (3) スマートメーター設置の遅延への対応

- 遅延が明らかになった時点で速やかに広く周知するとともに、具体的な対応を明確化する。その際、遅延状況(メーター設置までに要する期間の目安)を示す。  
※遅延状況によってはその早期解消のため原則定例検針日でのスイッチングをお願いすることも考え得る。
- 遅延する場合のスイッチング前後の電気料金は、スイッチング期日の現地検針または事後的な日割計算により算定することを基本とする。
- スwitchング後の30分単位のインバランス料金は使用電力量を均等に配分することにより算定する。

## 来年4月に向けた需要家のスイッチング手続（まとめ）

2015年11月18日 第2回  
電力基本政策小委員会資料抜粋

<資料5-2>

- 来年4月からのスイッチングを希望する需要家は、来年1月以降、所定の方法に従って手続を行うことができるようになる。

### 基本的事項

- (1) スマートメーターが設置されていない場合であっても、来年3月半ばまでに申込みすれば、原則として4月1日付けでスイッチングができる。
  - ※4月1日付けでスイッチングするための具体的な申込期限は、1月以降、スイッチングの申込状況やスマートメーターの設置状況を踏まえ、各電力会社が明確化していく。
  - ※スマートメーターの設置状況等によっては、小売電気事業者から定例検針日でのスイッチングを打診されることも想定される。
- (2) ただし、3月末までにスマートメーターが設置されず、かつ、スイッチング期日の現地検針ができない場合、3月末までの現行の電気料金と4月以降の新しい料金メニューに基づく電気料金は、4月の定例検針日までの1ヶ月間の電力使用量を日割りして算定されることが基本となる。
- (3) なお、時間帯別料金メニューへの変更を希望する場合、3月末までにスマートメーターが設置されないと新たな料金メニューに基づく電気料金の算定が困難となることから、スマートメーターの設置見込みが不確実なときは、あらかじめその際の対応を小売電気事業者を確認しておくことが望ましい。
  - ※スマートメーターが未設置のため時間帯別の電力使用量が不明な場合、各時間帯において均等に電力が使用されたと仮定して料金算定がなされる見込み。

### <留意事項>

- 1月以降速やかにスイッチングの申込みをした場合でも、スマートメーター設置は3月となる可能性がある（原則として3月末までに設置される）。
- 広域機関におけるシステム運用の都合上、1～2月にスイッチングの申込みをした場合にも、スイッチングの可否に関する正式な連絡は3月になる見込み。

# (参考) スwitchングに要する標準的な日数 (低圧) について

<資料5-2>

2014年10月30日 第9回制度設計WG  
 広域的運営推進機関設立準備組合  
 提出資料(抜粋)

## ○Switchングに要する標準的な日数 (低圧)

### ✓ Switchングの際にスマートメーターへの取替工事が必要となる場合

新小売電気事業者が設定可能な、需要家による新小売電気事業者の切替日 (以下「Switchング日」) は、スマートメーターへの取替工事及び同時同量支援データの60分以内提供に必要な期間を勘案し、新小売電気事業者からのSwitchング申込 (開始)、及び旧小売電気事業者からのSwitchング申込 (廃止) が整い、託送供給契約が成立した日 (以下「マッチング完了日」という。) から起算して8営業日に2暦日を加えた日 (標準処理期間満了日) 以降の最初の定例検針日を原則とする。※

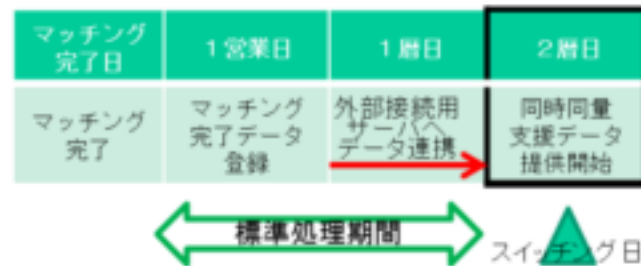
### ✓ スマートメーターへの取替工事が不要である場合

新小売電気事業者が設定可能なSwitchング日は、マッチング完了日から起算して1営業日に2暦日を加えた日 (標準処理期間満了日) 以降の日とする。

#### 【スマートメーターへの取替工事が必要な場合】



#### 【スマートメーターへの取替工事が不要な場合】



スマートメーター設置数増加に伴い、短期間でSwitchング可能な需要家は増加

※ 同一料金算定期間内で、小売電気料金の請求が複数の小売電気事業者に分れない等、需要者の分かり易さの観点や、送配電事業者の臨時検針に係る業務負担軽減の観点から、標準処理期間満了日以降の最初の定例検針日をSwitchング日と指定することを原則とすることを作業会で確認。なお、需要家の要望等により、定例検針日以外の標準処理期間満了日以降の希望日を指定することは可能。

また、Switchングに要する標準的な日数については、システム等の改善によって、将来的に短縮される可能性もある。